

別紙3 審査基準

(1) 採点項目

事業計画書ごとに、①共通事項については審査員が採点を行い、②個別事項については事務局が加点ポイントを出す。

① 共通事項

ア 事業内容、事業実施体制の妥当性について (最大 80 点)

a 事業の目的は公募要領に沿っているか。	20 点満点
b 事業内容と計上経費が妥当であるか。	20 点満点
c 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	20 点満点
d 事業を行う上で十分な実施体制が組まれているか。(会計処理体制を含む)	10 点満点
e 事業を行う上で十分な営業基盤及び資本を有しているか。	10 点満点

② 個別事項 (加点ポイント)

次の項目に基づくポイント付けを行い、審査員の採点に加点することとする。

(ア) 国産飼料原料転換対策事業 (最大 35 点)

a 国産飼料原料の増産・品質向上に資する機器導入を内容とするものであるか。	10 点
<p><b>b-1 国産マイワシ、加工残渣等を原料とした国産魚粉・魚油の増産や品質向上に必要な機器整備に関する基準</b></p> <p>事業実施後に見込まれる国産飼料原料生産量について、過去 3 年平均からの増加割合により以下のポイントを加点する。</p> <p>(a) 15%以上 10 点</p> <p>(b) 5%~15%未満 5 点</p> <p>(c) 5%未満 0 点</p>	最大 10 点
<p>b-2</p> <p><b>① 国産魚粉代替原料を用いた飼料開発に関する基準</b></p> <p>本事業で開発する飼料と同一タイプの飼料に関して、自社で生産する配合飼料に含有される魚粉の使用量、及び国産魚粉代替原料の使用割合の過去 3 年平均からの増加率により以下のポイントを加点する。</p> <p><b>② 国産飼料原料を利用した飼料の調査分析・養殖場における実証に関する基準</b></p> <p>本事業で開発する飼料と同一タイプの飼料に関して、自社で生産する配合飼料の原料のうち国産原料の占める割合の過去 3 年平均からの増加率により以下のポイントを加点する。</p> <p>(a) 50%以上 10 点</p> <p>(b) 30%~50%未満 5 点</p>	最大 10 点

(c) 30%未満	0点	
c 自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で算定されるポイントを加点する。 (0.5-補助率 <sup>*</sup> ) × 20 (小数点第1位四捨五入) ※補助率=補助額/事業額		最大10点
d 令和4年度養殖業体質強化緊急総合対策事業による支援を受けていない。		5点

(イ) 国産人工種苗転換対策事業 (最大37点)

a 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。		10点
b 事業実施後に見込まれる人工種苗生産量について、過去3年平均との比率により以下のポイントを加点する。 (a) 115%以上 6点 (b) 105%~115%未満 3点 (c) 105%未満 0点		最大6点
c 自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で算定されるポイントを加点する。 (0.5-助成率 <sup>*</sup> ) × 20 (小数点第1位四捨五入) ※補助率=補助額/事業額		最大10点
d 人工種苗の増産により裨益する養殖経営体数 (a) 50経営体以上 6点 (b) 5経営体以上50経営体未満 3点 (c) 5経営体未満 0点		最大6点
e 令和4年度補正 養殖業体質強化緊急総合対策事業による支援を受けていない。		5点

(ウ) 養殖コスト低減対策事業のうち給餌効率の向上支援 (最大40点)

a 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。		10点
b 自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で算定されるポイントを加点する。 (0.5-補助率 <sup>*</sup> ) × 20 (小数点第1位四捨五入) ※補助率=補助額/事業額		最大10点
c 過去3年間平均と比較し、事業実施により見込まれる飼料転換効率(%)の向上割合によって以下のポイントを加点する。 ※飼料転換効率(%) = {(給餌終了時総重量-給餌開始時総重量) / 給餌量} × 100 (a) 15%以上 15点 (b) 10%以上15%未満 10点		最大15点

(c) 5%以上 10%未満	5 点	
(d) 5%未満	0 点	
d 令和4年度補正 養殖業体質強化緊急総合対策事業による支援を受けていない。		5 点

(エ) 養殖コスト低減対策事業のうち協業化による養殖経営体の生産性向上支援（最大 37 点）

a 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。		10 点
b 協業化に取り組む養殖経営体グループを構成する養殖経営体数に応じて、以下のポイントを加点する。		最大 6 点
(a) 10 経営体以上	6 点	
(b) 5 経営体以上 9 経営体以下	4 点	
(c) 4 経営体以下	2 点	
c 過去3年間平均と比較し、協業化により見込まれるコスト削減率によって以下のポイントを加点する。ただし、資材単価については、直近の単価との比較を用いること。		最大 10 点
(a) 10%以上	10 点	
(b) 5%以上 10%未満	5 点	
(c) 5%未満	0 点	
d 協業化に取り組む上で必要となる資材の種類によって以下のポイントを加点する。		最大 6 点
(a) ワクチンを含む複数品目	6 点	
(b) ワクチン	3 点	
(c) その他（飼料、薬浴剤等）	0 点	
e 養殖経営体グループの構成員に、令和4年度補正 養殖業体質強化緊急総合対策事業により支援を受けた養殖経営体が含まれていない。		5 点

(2) 採点結果と支援候補者の選定

上記①と②の各項目の採点を合算した点数を総得点として、(1) ② (ア) ~ (エ) の事業ごとに、総得点の高い者から順番に支援候補者をそれぞれ選定する。

複数の事業実施者が同じ点数になった場合の補助金の配分方法は次のとおりとする。

- ① 「(ウ)養殖コスト低減対策事業のうち給餌効率の向上支援」については、予算の範囲内で申請1件当たりの金額が均等になるように配分する。
- ② 「(エ)養殖コスト低減対策事業の行う養殖業者が行う協業化の取組に対する支援」については、予算の範囲内で1経営体あたりの金額が均等になるように配分する。